

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月10日（水）午前8時58分から午前9時10分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（1名） 7番 工藤 浩司

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、7月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。8番の田澤隆委員と9番の白戸陽平委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が3件です。

3 ページをお開きください。

整理番号 25 番につきましては、農協田舎館グリーンセンターの北東約 150m に位置する 8 筆 9,947 m² と、消防署田舎館分署の南西約 90m に位置する 1 筆 305 m² の合計 10,252 m² です。

これまでも譲受人が賃借していたものですが、譲渡人からの申し出により売買することとなったものです。

次に、整理番号 26 番から次のページの整理番号 28 番までは、大曲会館の北西約 150m に位置する一団の農地です。

隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大を図るため、取得を申し出て、売買することとなったものです。

5 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 46 番は、J R 境森踏切の西約 560m に位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

6 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 47 番につきましては、田舎館地区の集会施設の東北東約 350 m に位置する一団の農地です。

現在の賃借人との契約期間が満了することから、新たな受け手が借受けることとなったものです。

ブロッコリーの作付けが予定されております。

次に、整理番号 48 番につきましては、田舎館地区の集会施設の南約 200 m にある農地です。

賃借人が経営規模拡大のため農地を探していたもので、委員の最適化活動により貸借に結びついたものです。

花きの作付けが予定されております。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 18 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 18 号は原案のとおり決定することとします。
次に報告事項に入ります。

報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 17 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 19 番から 21 番につきましては、黒石市にある農業法人が借受けていたものですが、経営見直しにより田舎館村内の農地から撤退することとなったものです。

なお、これまで耕作していた農地は、以前この法人に所属していた認定就農者が、中間管理を通して貸借する予定となっております。

9 ページをお開きください。

整理番号 22 番につきましては、賃借人の体調不良により解約することとなったものです。

今後、中間管理を通して、新たな受け手と貸借契約を結ぶ予定となっております。

次に、整理番号 23 番から次のページの整理番号 25 番につきましては、新たな受け手と貸借するため解約するものです。

新たな受け手との貸借につきましては、先月の総会において、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について審議された案件となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 17 号を終わります。

次に、報告第 18 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 18 号は、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。

12 ページをお開きください。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、1 件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、カーポートと物置を設置するため、転用及び所有権移転するものです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告第 18 号について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 18 号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。